

第八〇回

参第七号

公職選挙法の一部を改正する法律（案）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「附則第十二項から第十五項」を「附則第十四項から第十七項」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第十八項を附則第二十項とする。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十九項とする。

附則中第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とする。

附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、同項の前に次の一項を加える。

13 別表第二の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

宮	城	県	四人
埼	玉	県	六人
千	葉	県	六人
東	京	都	十人
神	奈 川	県	八人
岐	阜	県	四人
愛	知	県	八人
大	阪	府	八人

附則第十一項を附則第十二項とし、附則第三項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、参議院議員の定数は二百七十人とし、そのうち、百人を全国選出議員、百七十人を地方選出議員とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日以後最初にその期日を公示される通常選挙（以下「次の通常選挙」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による公職選挙法の改正により選挙すべき議員の数が増加することとなる参議院（地方選出）議員の選挙区（次項において「増員選挙区」という。）においては、次の通常選挙における当該選挙区内の議員の定数は、この法律による改正後の公職選挙法（次項において「新法」という。）による当該選挙区において選挙すべき議員の数の半数とする。

- 2 増員選挙区においては、新法による当該選挙区において選挙すべき議員の数からこの法律による改正前の公職選挙法による当該選挙区において選挙すべき議員の数を控除して得た数の半数の参議院（地方選出）議員を選挙する選挙を、次の通常選挙と同時に行う。
- 3 前項の選挙において選挙される議員は、次の通常選挙において選挙される参議院議員の任期の起算の日からこの法律の施行前の直近の通常選挙において選挙された参議院議員の任期満了の日まで在任する。
- 4 第二項の選挙を行う場合においては、公職選挙法第一百五十一条第二号中「又は補欠選挙」とあるのは「、補欠選挙又は公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第 号）附則第二条第二項の選挙」と読み替えるものとする。
（漁業法の一部改正）

第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「附則第五項及び第六項」を「附則第六項及び第七項」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「附則第五項及び第六項」を「附則第六項及び第七項」に改める。

理 由

最近において一部地域の人口が著しく増加している実情にかんがみ、参議院議員の総定数及び参議院地方選出議員の各選挙区において選挙すべき定数についての是正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約四億四百万円の見込みである。